

令和 7 年度第 20 回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和 8 年 1 月 20 日

担当部・課：総務部総務課〔内線 4039〕

① 件名

不利益処分における聴聞通知の公示方法の見直しについて

② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）**【背景】**

本市では、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 46 条の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届出に関する手続に共通する事項について、石巻市行政手続条例を定め、運用している。

国は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 63 号。以下「デジタル改正法」という。）により行政手続法を改正し、公示送達制度における書面掲示規制の見直しを行った。

【目的】

行政手続法の改正に伴い、本市においても不利益処分における聴聞通知の公示方法を見直すもの。

③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性**【根拠法令】**

- ・デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 63 号）
- ・行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）
- ・行政手続法第 15 条第 4 項等に規定する総務省令で定める方法を定める省令（令和 7 年総務省令第 103 号）

【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】

④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）

令和 5 年 6 月 デジタル改正法公布

同改正法第 44 条で行政手続法の一部改正。デジタル改正法のうち、公示送達制度の見直しに係る改正については、公布の日から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行とされた。

令和 7 年 11 月 行政手続法第 15 条第 4 項等に規定する総務省令で定める方法を定める省令（令和 7 年総務省令第 103 号）公布

12 月 デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令の公布（施行日：令和 8 年 5 月 21 日）

⑤ 主な内容

不利益処分における聴聞通知の公示方法について、これまでの「行政庁の事務所の掲示場に掲示する方法」に加え、「インターネットによる公表する方法」及び「市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示した事項を閲覧できる状態に置く方法」を新たに追加するもの。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）**【影響・効果】**

法令の改正に伴い条例を改正することにより、適正な運用が図られる。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

上位法の改正のため、全国の自治体でも同様の改正が行われている。

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和8年2月 市議会第1回定期会に石巻市行政手続条例の一部改正について提案
(施行予定年月日：令和8年5月21日)
3月 関係規則等の一部改正 (施行予定年月日：令和8年5月21日)

⑨ その他